

シリーズ 人権 (57)



あいさつから始める国際化

現在、津市には外国の人がたくさん住んでいます。私が子どものころは、外国人を見ることは、テレビのブラウン管の中を除いてほとんどありませんでした。当時は、自分たちとは距離を置いた別の世界の存在として認識していて、直接話をするような機会は全然ありませんでした。

いつごろからか市内でも、ショッピングセンターや市役所など、多くの人が集まる所へ行くと、外国の人を見掛けることは、珍しいことではなくなってきました。しかし、私たちが外国の人と会話をしたり、一緒に活動をしたりする機会はあまり増えていないような気がします。私たちが、外国の言葉を分からないからでしょうか。それだけではないように思います。

市内の多くの小・中学校には、外国につながる子どもたちが在籍しています。ある学校では、どのクラスにも数人の外国につながる子どもたちがいて、一緒に勉強し、

遊んでいます。外国につながる子どもたちの日本での生活歴はさまざまで、日本で生まれた子もいれば、来日して間もない子もいます。日本語が上手な子もいれば、ほとんど分からない子もいます。そのような中で、子どもたちはコミュニケーションを取っています。言葉が通じにくければ、身ぶり手ぶりで自分の思いを伝えようとしています。一番大切なのは、言葉が通じるか通じないかではなく、相手の気持ちを分かりたい、自分の気持ちを伝えたいという思いなのではないでしょうか。

最近の子どもたちは、学校の中で国際化社会を経験しています。私たち大人も子どもたちを見習って、まず自分の心を開いていくことが大切です。

私は外国語を話すことはできませんが、近所に住んでいる外国の人や、よく顔を合わせる外国の人に、まずは日本語であいさつすることから始めていきたいと思います。

白バラクイズ

問い合わせ 選挙管理委員会事務局
☎229-3236 FAX229-3338

問題文の①～⑤にあてはまる適当な語句を下の語句の中から選んでください。

語句	選挙時登録	永久	日本国民
	転出日	12	

問題文

津市の選挙人名簿に登録されるのは、津市に住所を持つ年齢満20歳以上の〔①〕で、その住民票がつけられた日から引き続き3カ月以上、津市の住民基本台帳に記録されている人です。

選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、〔②〕月の1日を基準日として、2日に登録する定時登録と、選挙が行われるごとに基準日を設けて登録する〔③〕があります。いった

ん登録されると、抹消されない限り永久に有効なため、名簿は、〔④〕選挙人名簿とも呼ばれます。登録の抹消については、選挙人名簿に登録されている人が、死亡、または日本国籍を喪失したときは、直ちに抹消しますが、転出したときは、すぐには抹消せず、〔⑤〕から4カ月を経過したときに抹消します。

応募資格 市内に在住の人

応募方法 はがきにクイズの答え、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、選挙管理委員会事務局(〒514-8611 住所不要)へ

締め切り 3月5日(水)消印有効

賞品 正解者の中から抽選で20人に進呈